

業務委託契約書

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「甲」という。）と中村晃子（以下「乙」という。）とは、以下の通り、業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（業務委託）

甲は乙に対し、会計帳簿管理に関する業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受諾することを目的とする。

- 2 勤怠管理は特に設定しない。
- 3 本件業務の詳細な業務内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（業務の変更）

第2条 甲乙間において、本件業務の内容を変更せざるを得ない事情のあるときは、甲乙協議の上これを変更することができるものとする。

（受託者の義務）

第3条 乙は本契約に基づいて、第1条に定める業務を、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

- 2 乙は、甲の請求があった場合には、委託された業務に関し、その情報を直ちに報告しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を、書面による甲の承諾なしに第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（委託料等）

第5条 本契約に基づく乙の委託料は、月額金 23 万円（税込）とする。

- 2 甲は、前項の委託料に加え、乙が業務を遂行する上で必要な交通費、宿泊費、通信費、手数料等の費用を支払うものとする。この場合乙は、甲所定の用紙に必要事項を記入し、毎月末日締めで当該費用を請求するものとし、甲は乙に対し、委託料の支払いとともにこれを支払うものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条に定める委託料の当月分を、原則当月 25 日（土日祝日の場合はその前日）までに、乙が別途指定する銀行口座に振込送金にて支払う。

- 2 前項における支払手数料は、甲の負担とする。

（設備等の使用）

第7条 乙は、本件業務を遂行するために、コピー機、電話・ファクシミリ、その他甲が指定する執務場所内にある甲の所有または管理する備品等を必要に応じて使用できる。

ものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、本件業務の遂行中において、過失により甲に損害を与えた場合において、甲が要求するときは、その賠償の責めを負う。ただし、乙の責めに帰することのできない事由による場合は、この限りではない。

(第三者への損害)

第9条 本件業務遂行のために第三者に損害を生じたときは、乙がその賠償の責を負う。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲がその賠償の責を負う。

(第三者との紛議)

第10条 本件業務に関し、第三者との間に紛議が生じたときは、甲乙協力してその解決にあたる。

2 前項に要した費用は、甲の責に帰すべき事由によるときは、甲の負担とする。なお、乙の責に帰すべき事由によるときは、乙の負担とする。

(不可抗力による損害)

第11条 天災地変その他不可抗力又はこれに順じた甲乙双方の責に帰すことのできない事由により、本件業務の全部又は一部の履行が不能となったときは、甲及び乙は、その履行不能に関し何ら責任を負わないものとする。

2 前項の損害で重大なものについて、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額と甲乙の負担額とを甲乙協議の上、これを定めるものとする。

3 損害保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とする。

(業務の中止)

第12条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことのできないものにより本件業務の履行場所の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、本件業務の期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え、業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間)

第 13 条 本契約の有効期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

(解約)

第 14 条 甲又は乙は、この契約の有効期間中であっても 1 ヶ月前に予告して、この契約を解約することができるものとする。

(解除)

第 15 条 甲又は乙は、相手方について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。

- (1) 本契約の条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始の決定、民事再生開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の手続の申立又は公売処分を受けたとき
- (3) 手形又は小切手の不渡をなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 財産状態が悪化しまたは悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (6) その他信頼関係を破壊する重大な過失又は背信行為があったとき

(秘密保持)

第 16 条 乙は、本契約及び本件業務に定める委託業務一切に関して知り得た秘密を、書面による甲の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
- (2) 甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
- (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
- (4) 法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報

(裁判管轄)

第 17 条 本契約に関する紛争の管轄裁判所は、甲の主たる事務所所在地の管轄裁判所を第一審裁判所とすることに双方、合意する。

(疑義の決定)

第 18 条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に疑義を生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、各自署名又は記名押印の上、各 1 通を保有することとする。

2022年4月1日

甲 東京都港区赤坂一丁目2番2号 日本財団ビル4階
特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
理事長 石田直章 

乙 東京都国分寺市泉町3-37-34-406

中村晃子

